

平成 30 年 8 月 2 日
高齢施策担当部高齢者支援課

平成 30 年度練馬区地域包括支援センター事業計画について

1 事業計画の目的

事業計画は、地域包括支援センターが業務を遂行するために作成する、年度ごとの計画である。

地域包括支援センター運営協議会は、センターから事業計画の提出を受け、業務の遂行状況を評価することにより、センターの適切、公正かつ中立な運営の確保につなげる。

2 事業計画項目

事業計画の項目は、区内各センターが行う業務内容に沿ったものとするため、センター標準様式を定め、以下の項目に沿って作成している。

I 運営方針

II 組織運営体制

- (1) 事業計画の明確化と職員への共有
- (2) 職員の資質向上のための取組み
- (3) 練馬区および他センターとの連携
- (4) 個人情報の保護および適正な管理
- (5) 苦情処理体制

III 各事業の実施方針

1 包括的支援事業

- (1) 総合相談支援業務
 - ①総合相談支援 ②地域包括ネットワークの構築 ③実態把握・安否確認
- (2) 権利擁護業務
 - ①高齢者虐待への対応 ②成年後見制度等の利用支援 ③消費者被害の防止
- (3) 包括的継続的ケアマネジメント支援業務
 - ①包括的継続的ケアマネジメントの環境整備 ②介護支援専門員への支援
- (4) 介護予防ケアマネジメント
 - ①介護予防ケアマネジメント ②介護予防サービスの利用支援

2 地域ケア会議

- (1) 地域ケア個別会議の開催
- (2) 地域ケアセンター会議の開催
- (3) 地域ケア予防会議の開催

3 在宅療養・介護連携の推進

- (1) 在宅医療等に関する相談支援
- (2) 地域の医療資源の把握と連携強化
- (3) 普及啓発・研修

4 認知症施策の総合支援

- (1) 認知症に関する相談支援
- (2) 地域の社会資源の把握と連携強化
- (3) 普及啓発

5 生活支援体制整備

- (1) 生活支援コーディネーターとの連携
- (2) 資源開発

6 ひとり暮らし高齢者等訪問支援

- (1) 地域のひとり暮らし高齢者等の訪問支援
- (2) 訪問支援協力員との連携
- (3) 高齢者を見守る地域づくり